

農林 3 - 1

不利益処分の内容	受益者からの分担金の徴収（県営土地改良事業）		
根拠法令及び条項	土地改良法第 91 条第 3 項		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日		
処分基準を設定しない理由			
県営土地改良事業に係る分担金の徴収は、法第 91 条第 3 項の規定により条例で徴収することができることとされており、鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例の規定に基づき、賦課徴収を行っているところである。 分担金の徴収は、個別の事業ごとに受益の程度等を総合的に判断して行うこととなるため、処分基準は設定しない。			
変更日 令和元年 5 月 9 日			

農林 3 - 2

不利益処分の内容	賦課金等の徴収		
根拠法令及び条項	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項（第 36 条第 1 項準用）		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第 3 条第 2 項の規定により、賦課の基準並びにその徴収の時期及び方法について、議会の議決を経て市長が定めた額を徴収する。			

農林 3－3

不利益処分の内容	特別徴収金の徴収		
根拠法令及び条項	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項（第 36 条の 3 第 1 項準用）		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第 3 条第 3 項の規定による。			

農林 3－4

不利益処分の内容	一時利用地の指定		
根拠法令及び条項	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項（第 53 条の 5 第 1 項準用）		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
一時利用地の指定については、法第 96 条の 4 において準用する法第 53 条の 5 第 1 項の規定により、土地改良事業の工事のため必要とする場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行うにつき必要がある場合に行うことができることとされている。			
具体的には、土地改良事業の工事の円滑な実施を図り、又は関係権利者の権利関係を安定させるという観点から判断する。			

不利益処分の内容	換地処分前の使用及び収益の停止		
根拠法令及び条項	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項（第 53 条の 6 第 1 項準用）		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
使用及び収益の停止については、法第 53 条の 6 第 1 項の規定により、換地処分前において、土地改良事業の工事を施行するため必要とする場合又は換地計画に基づき換地処分を行う必要がある場合に、法第 53 条の 2 の 2 第 1 項の規定により換地計画において換地を定めないとされる従前の土地について、法第 5 条第 7 項に掲げる権利を有する者に対して行うことができることとされている。 具体的には、土地改良事業の工事の円滑な実施を図り、又は関係権利者の権利関係を安定させるという観点から判断する。			

不利益処分の内容	仮清算金支払地の使用及び収益の停止		
根拠法令及び条項	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項（第 53 条の 6 第 2 項準用）		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
仮清算金支払地の使用及び使用収益の停止については、法第 53 条の 6 第 2 項の規定により、仮清算金が支払われた土地につき法第 5 条第 7 項に掲げる権利を有する者に対して行うことができることとされている。 具体的には、土地改良事業の工事の円滑な実施を図り、又は関係権利者の権利関係を安定させるという観点から判断する。			

農林 3 - 7

不利益処分の内容	一時利用地の指定に伴う利益相当額の徴収		
根拠法令及び条項	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項（第 53 条の 8 第 2 項準用）		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 53 条の 8 第 2 項に定めるところにより、一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第 5 条第 7 項に掲げる権利を有する者がその指定によって、従前の土地の使用収益以上の利益を受けることとなるときに、その利益相当額の金銭を徴収する。			

農林 3 - 8

不利益処分の内容	清算金の徴収		
根拠法令及び条項	土地改良法第 108 条第 2 項		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法第 108 条第 2 項に定める清算金の徴収は、法第 3 章に定める交換分合の場合の清算金の徴収である。本市の行う土地改良事業は、換地処分による清算金の徴収であり、本条による清算金の徴収はあり得ない。			

不利益処分の内容	土地改良事業の施行に伴う障害物の除去等		
根拠法令及び条項	土地改良法第 119 条		
担 当 課	農村整備課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 119 条に定めるところにより、土地改良事業施行のために必要がある場合に、その必要な限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業に障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわしを行う。			